

障がい者差別解消に関する普及啓発の取組について

1 研修やイベントによる普及啓発

○研修会における普及啓発の実施

- ・イオンモール東員における啓発イベントでの、合理的配慮の義務化と事例を講演(6月)
- ・三重県障害者相談員等研修(10月)

○公正採用選考研修会における講演

- 三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/9月)
- ※鈴鹿市、桑名市にて開催

○三重大学における講義

- 教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

○こころのバリアフリーセミナー(12月)

- 県民を対象に、合理的配慮の義務化と事例について講話

2 障がい者差別解消啓発推進員によるアウトリーチによる周知啓発

障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月から事業者における合理的配慮の提供が法的義務となり、令和5年5月より事業者を対象としたアウトリーチによる周知、啓発を行うために障がい福祉課に「障がい者差別解消啓発推進員」を設置しています。

スーパーマーケット、ホームセンター、不動産関係等に直接訪問し、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の周知、啓発や障害者差別解消法の一部改正によって、事業者の合理的配慮の提供が法的義務化されたこととその内容について、周知・啓発を行っています。

◎訪問件数一覧表

業種別	令和5年度	令和6年度※
経済4団体 (商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会)	7	—
業界団体等(食品衛生協会、生活衛生営業指導センター、不動産協会 三重県本部、宅地建物取引業協会)	4	—
当事者団体	—	3
スーパーマーケット	61	46
ホームセンター	20	20
ドラッグストア	38	1
宿泊業・飲食サービス	3	13
コンビニ	—	2
医療・福祉	2	7
不動産関係	22	3
JA 関係	9	—
その他	7	11
合計	173	106

※令和7年1月末現在

(地区別訪問件数の状況)

令和5年度 北勢70 中勢97 伊賀0 南勢志摩4 東紀州2

令和6年度※ 北勢16 中勢21 伊賀27 南勢志摩28 東紀州14